

マージン率に関わる情報提供

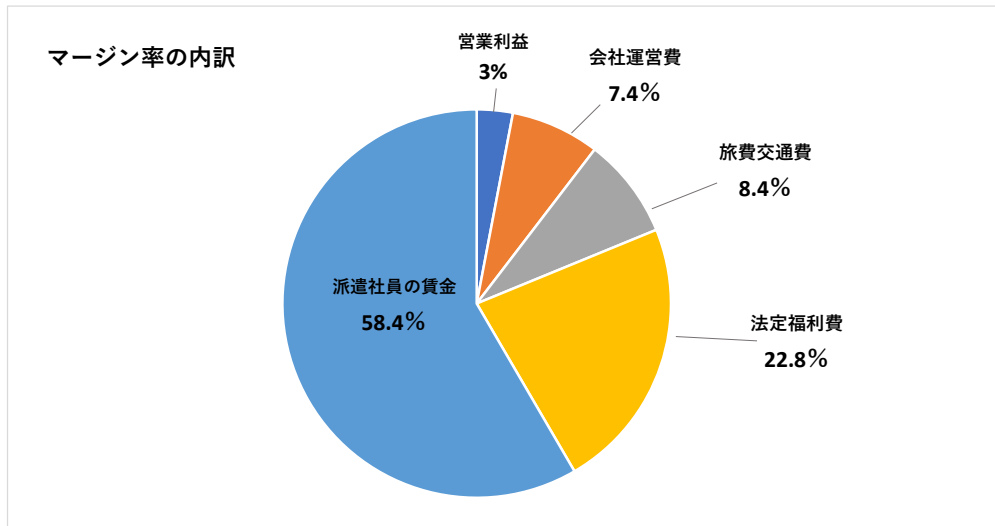
株式会社オーバーシーズ

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主である当社は毎事業年度終了後に派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条 第5項）
上記に伴い、下記に当社における情報提供の項目を公開いたします。

派遣労働者の人数	43 名
派遣先事業所数	8 社
マージン率	41.6 %
①労働者派遣の料金	25,184 円（1日8時間当たりの平均）
②派遣労働者の賃金	14,713 円（1日8時間当たりの平均）
教育訓練に関する事項	・ 個人情報の取り扱いについて ・ ネットワーク技術基礎について

マージン率の計算式

マージン率 = (① - ②) ÷ ① （小数点第2位以下を四捨五入）



- | | |
|------------|---|
| ・ 派遣労働者の賃金 | 料金総額の約58.4% |
| ・ 法定福利費 | 会社が負担する社会保険料（雇用保険・厚生年金・健康保険・介護保険・労災保険等） |
| ・ 旅費交通費 | 派遣社員への交通費 |
| ・ 会社運営費 | 教育費用、広告宣伝費、オフィス賃料をはじめとする諸経費 |
| ・ 営業利益 | 会社の営業利益 |
| ・ 備考 | マージン率41.6%である理由 |